

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成20年 5 月  
(第 1 回訂正分)

## プライムワークス株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年 5 月 8 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成20年 4 月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 2,200株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,800株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成20年 5 月 8 日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

##### <欄外注記の訂正>

平成20年4月21日開催の取締役会決議によっております。

(注) 1. の番号及び2. の全文削除

#### 2【募集の方法】

平成20年5月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成20年5月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（170,000円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

##### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「411,400,000」を「374,000,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「222,640,000」を「217,580,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「411,400,000」を「374,000,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「222,640,000」を「217,580,000」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（200,000円～230,000円）の平均価格（215,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は473,000,000円となります。

#### 3【募集の条件】

##### (2)【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「170,000」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、200,000円以上230,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成20年5月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（170,000円）及び平成20年5月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

7. 申込みに先立ち、平成20年5月9日から平成20年5月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。

販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流

通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額 (170,000円) を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

#### 4 【株式の引受け】

##### <欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「新光証券株式会社1,100、大和証券エスエムビーシー株式会社700、藍澤証券株式会社80、いちよし証券株式会社80、岩井証券株式会社80、SBIイー・トレード証券株式会社80、マネックス証券株式会社80」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成20年5月15日）に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、40株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

##### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「445,280,000」を「435,160,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「415,280,000」を「405,160,000」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（200,000円～230,000円）の平均価格（215,000円）を基礎として算出した見込額であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式】

##### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「396,000,000」を「387,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「396,000,000」を「387,000,000」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（200,000円～230,000円）の平均価格（215,000円）で算出した見込額であります。

## 第二部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 4【事業等のリスク】

(1) 設立からの業歴が浅いことについて

当社の設立以降の経営成績の推移は、以下のとおりです。

当社は平成16年4月の創業から間もないため、期間業績比較を行うために十分な財務数値の過去実績を有していないことから、当社の過年度の業績のみでは今後の経営成績を推測するには不十分であると認識しております。

	第1期	第2期	第3期
	平成17年2月期	平成18年2月期	平成19年2月期
売上高(千円)	251,695	901,553	1,488,780
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△7,361	46,976	140,068
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△12,816	36,679	79,563

	第4期 中間会計期間	第4期
	自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日	自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日
売上高(千円)	1,103,158	2,253,887
経常利益(千円)	208,738	310,015
当期(中間)純利益(千円)	121,399	181,067

(注) 1. 当社は平成16年4月19日設立のため、第1期は平成16年4月19日から平成17年2月28日までの10か月と12日となっております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期及び第3期の財務諸表、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより監査並びに中間監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

また、第4期財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は本書提出日現在においては未了であり監査報告書は受領しておりません。

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(3) 役員報酬の内容

第3期における役員報酬は以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額 45,900千円

監査役の年間報酬総額 1,670千円

なお、取締役を支払った報酬には、使用人兼務役員に対する使用人給与・賞与を含んでおります。